

(1) 本計画の目的と位置づけ

本計画は、市民・事業者・札幌市が目指すべき将来の札幌の姿を共有し、「持続可能な低炭素社会の実現に向けた温暖化対策を推進するための計画」として、2011年3月に策定した札幌市温暖化対策推進ビジョンを改定したものです。

改定にあたっては、札幌市の最上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において掲げている「低炭素社会と脱原発依存社会を目指した持続可能なまちづくりを進め、世界に誇れる環境首都を実現する」という方針を反映しています。

また、温暖化対策はエネルギー施策と密接に関係するため、相互に連携した取組が必要であることから、2014年10月に策定した「札幌市エネルギービジョン」と整合を図り、具体的な温暖化対策を示しています。

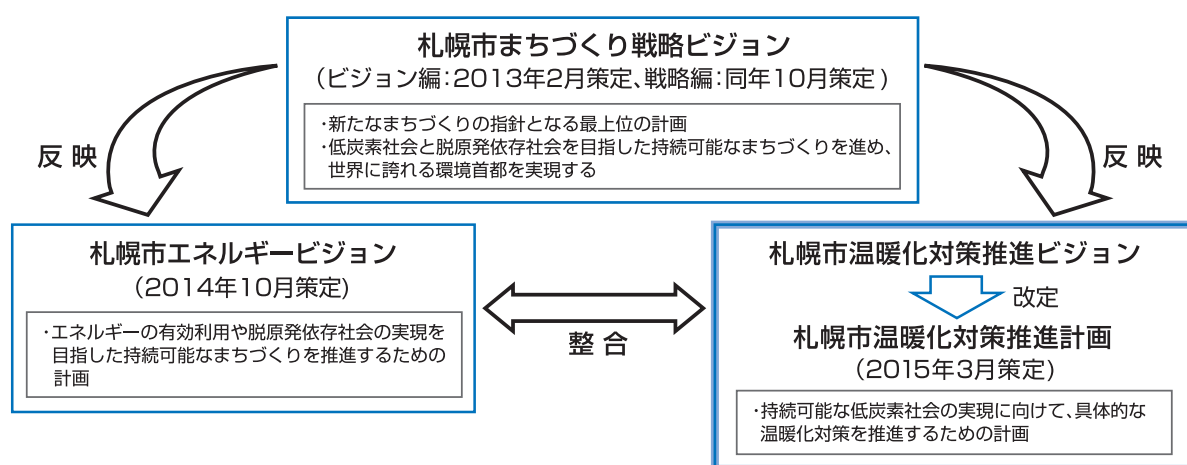


図24 札幌市における主な計画との関係

(2) 本計画の特徴

「第2章 2 (5) 旧計画の総括」や「第3章 (1) 本計画の目的と位置づけ」を踏まえて改定した本計画の特徴は、次のとおりです。

- ▶ 札幌市まちづくり戦略ビジョンとの整合を図るため、原子力発電による温室効果ガスの削減を見込まない目標値を設定し、その達成に向けて、特に再生可能エネルギーや分散電源の導入などの取組を強化（「第5章 1 温室効果ガスの削減目標、2 中期目標の達成に向けた取組」参照）
- ▶ 排出量の約9割を占める家庭・業務・運輸部門とエネルギーに関する取組を効果的に推進するため、先導的・重点的に展開する取組を「リーディングプロジェクト」として位置付け（「第5章 3 リーディングプロジェクト」参照）
- ▶ 地球温暖化問題に対する関心を高め、取組の実践を働きかけるため、温室効果ガスの削減のみならず、同時に得られるメリットを明示して、具体的な施策を推進（「第4章 3 社会像の実現に向けた施策」参照）
- ▶ より効果的な進行管理を行うため、取組を10のアクションごとから、二酸化炭素の排出部門に準じて再分類（「第4章 2 低炭素社会の実現に向けて目指すべき社会像」参照）

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画では、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に基づき、下表の7種類の温室効果ガスを対象とします。これらの温室効果ガスは、それぞれ温室効果が異なりますので、地球温暖化係数を用いて、二酸化炭素の量に換算して排出量を算定しています。

表5 本計画で対象とする温室効果ガス及び地球温暖化係数一覧

温室効果ガス	地球温暖化係数 ^{※1}	用途、排出源
二酸化炭素(CO ₂)	1	家庭や事務所での電気、ガス、灯油などの消費、自動車などでの燃料消費、農林業、鉱業、製造業などでの燃料消費、廃棄物の焼却などにより広く発生します。
メタン(CH ₄)	23	有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じます。廃棄物の最終処分場や、家畜の糞尿、下水汚泥の処理過程などから発生します。
一酸化二窒素(N ₂ O)	296	廃棄物の燃焼や窒素肥料の施肥などから発生します。
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	数百から1万程度	スプレー、カーエアコンや冷蔵庫などの冷媒、建物の断熱材などに使用されます。 ^{※2}
パーフルオロカーボン(PFCs)	数千から1万程度	半導体製造工程などで使用されます。 ^{※2}
六ふっ化硫黄(SF ₆)	22,200	変電設備に封入される電気絶縁ガスなどで使用されます。 ^{※2}
三ふっ化窒素(NF ₃)	17,200	半導体製造工程などで使用されます。 ^{※2}

資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

※1：気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第3次評価報告書の値(100年間での計算)になります。

※2：これらの温室効果ガスは使用されている機器などから大気中に放出された場合に、地球温暖化の原因となります。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、札幌市エネルギービジョンにおける2030年の目指す姿を踏まえるとともに、現在の国際的な地球温暖化対策に係る目標の検討内容を考慮し、2015年から2030年までの16年間とします。

(5) 基準年

本計画の基準年は、これまでの札幌市の温暖化対策を継続的に推進するため、旧計画と同じ1990年とします。

また、進行管理は、最新の実績値である2012年を基準として、温室効果ガス排出量の削減状況やさまざまな温暖化対策の進捗状況を評価していきます。

なお、「目指すべき将来の姿」として2050年の長期目標を位置づけ、2030年を中期目標とします。



図25 本計画の計画期間と基準年、目標年の関係